(表號十第)　(郵便信省認可)　時事新報　明治二十四年二月二日　(第三千二百一號)　(郵便金二錢)

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

第三千二百一號
明治廿四年十二月二日　水曜日
舊曆辛卯十一月二日　(壬、戌)

日出入　清六時三十分　入午後四時二十六分
月出入　午後七時八分　入午前四時五十一分
潮汐　午前四時五十八分　午後五時十八分
(西暦一千八百九十一年)

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜日休刊

○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ雲書料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行二付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて屢〻新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみ寡から ず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

警察官の佩刀に就て

曾せんに元來我國の警察は歐洲諸國の都市に行はるゝポリースの仕組を輸入したるものなるが彼國の語にてポリースとは都府市邑の安寧秩序を保護する世話人とも云ふ可き意味のものにして警部なり巡査なり其職を勤むるものは善く此意味を了解し苟めにも官邊の威を笠に着て細民を叱咤恐嚇するなどの事あるなし左れば其身に佩ぶる所のものも至て無造作にして英國などにては一尺計りの棒を革筒に入れ之を腰邊に着くるに過ぎず又佛國の如きは短き銃劍を佩ぶるのみ其他の各國何れも大同小異にして要するに巡査の腰の物は其目的他を事つに非ずして自衛の爲めに外あらず如何なる場合にも害人に之を振廻す等の事なき故に一般の世人は之を一種の飾物として看過するのみ然かのみならず舊國のポリースが安寧秩序保護の世話人として注意めて行屆き人民に對して深切なるは東洋人の目には驚く可き程にして例へば歩行不自由の老婆又は不具者などが車馬往來の劇しき大道を横切らんとするときは其處に屈在せたる巡査がワザ〳〵通行の車馬を停め自から手を曳き又は肩に憑らせて向側に連れ行き又は尋ぬる人ありて町名番地などを問ふものあれば丁寧親切に說き示して尙は分らざるときは自から三四丁も同行して是れより何々の方角にして何軒目の家ありなど事明細に教えて立去るを常とす曾て或る他國人が倫敦の大道を通行の際、便所の見當らざるに當惑し止むを得ず出逢たる巡査に問ひしに定めの場所は是れより餘程の距離あれば夫迄保ゆるは定めて難儀ならんとて側なる横丁の隅に導き用を達せしめたりと云ふ誠に些細の事なれども其心意の遠にまで注意の屆きて而も臨機の機轉に乏しからざるは能く其職掌の意味を了解し法律規則を守りながら之に拘泥せざるの美風を見る可し

我國の警察も近時大に改良したれ共安寧秩序保護の意味は未だ十分に貫徹せざるものか兎角法律規則に拘泥して親切の注意に乏きの憾あきに非ず殊に其佩刀の如き長さは騎兵が馬より下りて步行するかと疑はるゝ計りにして而も中身は日本刀を行込たるものありと云ふ無智の細民は一見先づ恐怖の情を催はして殆んど近づく可らざるの威光あるが如し蓋し佩刀の事は曾て事の必要より起りたるまでなれども今日までの經驗には却て之が爲めに間違を生じたるの事實も亦少かからず彼の大津事件の如き又近頃岐阜縣下にて警部が車夫を傷けたるが如き又先年長崎にて支那の水兵が亂暴の際周縣の巡査が彼を殺傷したりとて一時の紛議を生じたるが如き何れも佩刀より起りたる出來事にして世人の記憶に存する所なり平時に於ては單に警察官の威光を示すの具たるのみならず實際に斯る問題を生ずるものなれば我輩は今日に當り斷然佩刀廢止の說を主張するものなり或は之を廢するときは非常の場合に不便なる可しとの說もあらんなれども決して差支ある可らず即ち三府五港は勿論、縣廳所在の土地又は一市邑を爲せる處にては佩刀に代ゆるに護身の短棒を携へし山間僻邑の地か或は博徒强盜などの出沒する恐れある場合又は地方に限り警察署長の見込にて臨時佩刀せしむるなどゝあさば實際に差支はなかる可し然りと雖も今日の通弊なる動もすれば官邊の威光を輝かすの風は佩刀と共に脫し難きものなれば之を廢すると同時に眞にポリースたるの職分を體し規則を守り之に拘泥せず人民に對するに丁寧親切の美風を奬勵せんこと是れ又當局者に望む所なり

序ながら一言す可きは近來世間に行はるゝ仕込杖の始末にして隨分みれが爲めに間違を生じたる場合も少からず之を携帶するは護身の爲めなりとの辨解もあり可しと雖も暴漢の壯士輩又は盜賊などが之を携ふるときは兇器に異ならずして危險云ふ可らず彼の短銃の如きは同じく護身用のものなれども之を賣買し又は所持するには夫々の手續あり即ち萬一の誤用を取締る所以なれば仕込杖も之と同樣に取締の法なかる可らず警察官の佩刀を廢するからには一方の人民にも佩刀同樣なる仕込杖を禁じ又その取締法を設るも至當の順序なる可し

官報

○大藏省告示第三十七號

明治二十五年一月一日ヨリ三月三十一日マテ輸入從價稅品元價ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣日本銀貨比較表左ノ通之ヲ定ム

但外國銀貨ト日本銀貨トノ比較ハ從前ノ通

明治二十四年十二月一日

大藏大臣伯爵松方正義

外國貨幣日本銀貨比較表

金貨	日本銀貨
英國 吉利	一ポンド　六、二七五
北米合衆國	一マーク　三〇七
佛蘭西	一ドルフル　一、二九五
瑞耳	一フランク　二四九
白耳義	一フランク　二四九
伊太利	一フランク　二四九
丁抹	一リラ　二四九
瑞典	一クローン　三四六
諾威	一クローン　三四六
和蘭	一ギルデン　三四六
西班牙	一ペセタ　五一九
葡萄牙	一レール　〇六五
土耳其	一ミルリヘ　一三九三
	一ピアストル　〇五七

○司法省告示第百十三號

松山地方裁判所管內大洲區裁判所長濱出張所明治二十四年十二月一日ヨリ開廳ス

明治二十四年十二月一日

司法大臣子爵田中不二麻呂

○逓信省告示第二百七十一號

後志國歌棄郡潮路郵便局ヲ歌棄郵便局ト改稱ス

明治二十四年十二月一日

逓信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

○智利と米國との交渉事件　過日の紙上に記せし如く近頃北米合衆國軍艦バルチモーアの水兵が南米智利國のバルパライゾ港に於て智利人の爲に攻擊せられ死傷者を生じたるより米國政府は同國駐在の米國公使イーガン氏に訓令して第一死者の遺族に償金を拂ふべき事第二攻擊者を罰すべき事、第三合衆國に對して至當の謝辭を述ぶる事の三箇條を要求せしめ米國の輿論も之を賛成し其談判頗る手强き樣子にて數艘の軍艦は智利近海へ向け出發の支度を爲すべき旨を命せられたる程なれば若し智利政府が之に應せざる曉には戰を開くに至るならんとの噂もありたれども十一月二日倫敦發の報に據れば本件は穏に局を結ぶの見込ありと云ふ

○支那の近況　去る二十一日より同二十四日までの上海新聞紙昨日到着したるに付き就て見るに哥老會匪其他亂民の事に關しては更に記する所なく熊河地方に於ける馬賊の事も未だ報せず只十四日までの香港新聞中には海賊に關する事を記せり曰くチェンダク及びデオンと稱する海賊の首領二名新に手下たの人數を募集し及び武器を求むるが爲め支那國境に上陸したり佛國艦隊司令官フォルニエー氏は支那海に於て之を捕へんとしたれども能はず同國地方官の後援を恃むが如き形跡あるに付き氏はバクロン港に寄港し右二賊捕縛の事に支那官吏に要求したり依て同官吏は廣東の總督へ向け其趣を電報したりと云々

○臨時警長會議　園田警視總監は議會開設に付諸員の保護及び取締上に關し打合せのため內閣又は內務省へ出頭し且つ官邸或は同廳會議室へ各警察署長を招集して協議する事あり一昨三十日も午前九時より特に電報を發して同廳へ招集し尙非常の事變等出來したる時に際しての打合せを爲せし由にて山田巡査本部長高橋第一部長も參席したりと又總監は閉會の後內務省へ出頭したるよし

○中隊へ幹部を置く　第三師團騎兵第三大隊第一中隊は去る二十九日中隊に幹部を設置せりと

○宮城縣縣會議員の辭職　同縣第五區の代議士候補者撰擧競爭の熱度は極擧期日の接近するに從ひ益々盛なる由にて該候補者の一人なる首藤陸三氏は遽に縣會議員を辭職せしが今又伊澤作治氏も急々縣會議員の職を辭して專ら競爭に盡力せんと失る二十八日退職屆を縣廳に差出したるよしなり

○山形縣の三件落着　第一中學川架橋の計畫第三市町村制實施上ノ山に移したる以上の三件は紛議の種となり問着絶えざる難に於て議決の上無事に落着したり

○私設鐵道買收建議書の提出　如く府下同盟銀行の決議を以て二十八日午後八時半閉會後三輪正委員が引續き開會し即夜十時ば同盟銀行は一昨三十日を以て閉したりと云ふ

○軍艦比叡マリヤナ海上の颶風　午前十時品川沖を抜錨して南洋艦は開帆以來海上大凪ね平穏通より五日午前に至るまで北緯二に當るマリヤナ群鶴なるガム嶋の海上にて當季節同地方に起る體帆檣其他多少の損害を受け一の二の舞もあらんかと氣遣ひ居く同月八日午前十時ガム嶋アプ所の修理に取掛り目下修繕中にるが同月十七日頃には新愛關士艦乘組員より十月十四日發の書

○露國軍艦士官の暴行に就て　ア號ペランダーを持行き乘しを士官の認むる處となり携帶鈴木林藏が士官の爲め海中に投く處なるが當本件に付ては尙露のあり場合によりては國際問題りて神奈川縣警察部及び居留地及び關係船夫等に就て事實を取が海中に投げ入れられたるは事ては充分なる確證を得ざるのみを知りつゝ持行しは被害者の落よりも公然告訴を爲さゞる次第に付ては公然露國軍艦に掛合を る由なれば其儘ダヅ〳〵とあり は至らざるべしといふ

○農學會の總會　農學會員諸氏より麹町區富士見町の富士見軒文部大臣辻同次官及諸學會長等

○清國領事の長崎控訴院長に對す　件につき長崎地方裁判所が昔淺港駐劄清國領事張桐華氏は兼て が該裁判の報清國に達するや彼 多く中にも該被害者沈蘭福の子 事に寄送したれば領事は之を長 に照會し福原尾本等の犯罪は尋 ば輕きも以て重懲役の刑に處し んみをと請ふ云々と申越したる

○四新聞社の裁判落着　受負濟 たる件に付城山誠一郎氏より改 件は一昨三十日東京地方裁判所 たるものに非ずして無罪とあり び讀賣新聞の兩社に係る誹毀事 商會所頭取米倉一平氏より國會 は拾等の控訴により管轄違の 新聞社にも調書を以て